

電気通信大学における学生の通称名の使用に関する要項

制定 令和4年3月14日要項第13号

(趣旨)

第1条 この要項は、電気通信大学（以下「本学」という。）における学生の通称名の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「通称名」とは、戸籍上の氏名に代えて自称し、又は広く通用しているものをいう。

(通称名の使用)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本学の文書等において学生の通称名を使用することができる。

- (1) 婚姻等により改姓した学生が旧姓を使用するとき。
- (2) 外国籍である学生が住民票に記載されている通称名を使用するとき。
- (3) 性別違和のある学生が通称名を使用するとき。
- (4) 前3号のほか、戸籍上の氏名を使用することで著しく不都合が生じる特別な事情があると学長が認めたとき。

(通称名の使用ができない文書等)

第4条 通称名の使用ができない文書等は、次のとおりとする。

- (1) 法令等の定めにより通称名の使用が認められないもの
- (2) その他通称名の使用が適当でないと学長が判断したもの

(通称名の使用の申出)

第5条 通称名の使用を希望する学生は、通称名使用申出書（別記様式第1号）に申出事由を証明する書類を添えて学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申出が第3条各号に該当すると判断した場合は、通称名の使用を許可し、通称名使用許可通知書（別記様式第2号）により当該学生に通知する。

(通称名の使用の中止)

第6条 通称名を使用している学生が、使用を中止する場合は、通称名使用中止届（別記様式第3号）を学長に提出しなければならない。

(記録)

第7条 前2条の規定により通称名の使用を許可した場合又はその使用を中止した場合は、その旨を成績原簿・学籍簿に記録する。

(学位記に記載する氏名の取扱い)

第8条 通称名を使用している学生が、学位記に記載する氏名を次の各号のいずれかの表記とすることを希望する場合は、学位記における氏名表記申出書（別記様式第4号）を学長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍上の氏名
- (2) 戸籍上の氏名及び通称名

(通称名の使用に伴う証明等)

第9条 通称名を使用している学生から、本学の文書等において通称名の使用を認められていることの証明の依頼があった場合は、当該事実を記載した文書（別記様式第5号）を交付することができる。

2 前項に規定するほか、通称名を使用している学生が戸籍上の氏名の者と同一であることの証明については、当該学生が自らの責任において行うものとする。

（卒業、修了又は退学後の取扱い）

第10条 卒業、修了又は退学時に通称名を使用していた学生に係る文書等（第4条に定めるものを除く。）の申請及び交付については、当該学生が卒業、修了又は退学した後においても、通称名で行うものとする。

附 則

この要項は、令和4年3月14日から施行する。

通称名使用申出書

年 月 日

電気通信大学長 殿

学域・研究科 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

電気通信大学における学生の通称名の使用に関する要項第5条第1項に基づき、関係書類を添えて下記のとおり通称名の使用を申し出ます。

記

1 使用する通称名

ふりがな	
氏 名	

2 戸籍又は住民票上の氏名

ふりがな	
氏 名	

(注意事項)

- (1) 通称名使用申出書に申出事由を証明する書類を添付し、教務課情報管理係に提出してください。
- (2) 通称名の使用が認められたときは、各種文書（学籍簿、証明書、学生証等）は原則として上記申出のあった氏名を用いることになります。
- (3) 学位記に記載する氏名について、戸籍上の氏名又は戸籍上の氏名及び通称名の併記を希望する場合は、別途、別紙様式第5号により申し出てください。
- (4) 通称名使用に係る戸籍上の氏名との同一性の証明については、当該学生の自らの責任によるものとします。

通称名使用許可通知書

年 月 日

学域・研究科
学籍番号
氏名

殿

電気通信大学長

通称名の使用について、下記のとおり使用を許可しますのでお知らせします。

記

使用する通称名

戸籍上の氏名

通称名使用開始日（届出受理日）

通称名使用中止届

年 月 日

電気通信大学長 殿

学域・研究科
学籍番号
氏 名

下記のとおり通称名の使用を中止したいので届け出ます。

記

ふりがな	
使用を中止する通称名	
ふりがな	
使用する戸籍上の氏名	

学位記記載の氏名表記申出書

年 月 日

電気通信大学長 殿

学位記に記載する氏名については、下記により戸籍上の氏名（又は通称名と併記）で記載していただきたく、届出いたします。

記

戸籍上の氏名

ふりがな	
戸籍上の氏名	

戸籍上の氏名と通称名の併記

ふりがな	
戸籍上の氏名	
ふりがな	
使用している通称名	

（注意事項）

- （1）通称名使用に係る戸籍上の氏名との同一性の証明については、当該学生の自らの責任によるものとします。
- （2）この申請内容は学位記の表記に関してのみ有効なもので、この申し出により学籍簿上の氏名等の変更は行いません。

学生の通称名の使用について

本学では、学生からの申出により、学内の氏名表記について、下記のとおり戸籍上の氏名ではなく、通称名を使用することを認めております。

記

ふりがな	
戸籍上の氏名	
ふりがな	
使用している氏名（通称名）	
ふりがな	
学位記に記載している氏名	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日

電気通信大学長